

平成24年3月29日
産業連関技術会議
総務省政策統括官室

平成23年表における飲食サービスの取扱いについて（案）

1 この課題の論点

総合解説編で述べられているとおり、産業連関表作成上、一般的には、部門が細かいほど精度が高くなるといわれている^(注1)。この理論的観点のみからいえば、現在「一般飲食店」、「喫茶店」及び「遊興飲食店」と3部門に分かれているものを統合することは、一見すると、これに逆行しているように見える。

しかし、23年表を作成する上での大きな環境変化の一つは、平成19年の日本標準産業分類の改定により、従前中分類として設けられていた「一般飲食店」（「喫茶店」は「一般飲食店」の小分類の一つ）及び「遊興飲食店」が、「飲食店」という新たな中分類に統合されたことであり、もう一つは、CTを推計するための基礎資料として、経済センサスー活動調査（以下「センサス」という。）のデータを使用するようになることである。

そして、センサスから得られるデータに関する利用上の大きな制約は、飲食サービスに関して、どのような施設形態・提供形態であろうと、提供するサービス（商品）の収入金額が「飲食サービス事業」としてしか得られず、特別な「みなし」（割り切り）をしない限り、この金額を、さらに細かなアクティビティに分解することができないという点である。

この点は、部門設定に関する理論上の必要性を云々する以前の問題として、23年表を作成するに当たって、変えられない事実関係である。

つまり、飲食サービスの取扱いに関する論点は、ひとえに、部門別のCTをどのように推計するか、アクティビティベースという原則の下、どのような方法・範囲なら許されるかという点に尽きると言える。

(注1) 平成17年表総合解説編96頁

第4章 産業連関表の概要

第1節 取引基本表の基礎的理論

2 部門分類

(5) 分類の種類及び分類コード

イ 基本分類（6桁分類、7桁分類）及び細品目分類（10桁品目）

（前略）投入・産出額の推計及び計数の調整作業は、この基本分類をベースとして行っている。一般的には、基本分類の部門は生産活動単位毎に細かく分類すればするほど精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入係数も安定したものになるといわれている。

2 センサスで得られたデータの分割方法

前記1のとおり、特別な「みなし」（割り切り）をしない限り、「飲食サービス事業」の金額を、さらに細かなアクティビティに分解することができないという制約を踏まえると、従前、3つに分かれていた飲食サービスに関する部門を、改定された産業分類に合わせて「飲食店」に統合した上で、センサスから得られる「飲食サービス事業」の収入金額を、そのまま「飲食店」のCTとして

利用することが、センサスのデータに特別な加工をしない用い方であると考えられる。

一方、このような制約がある中で、引き続き部門を分けることを求める意見も根強い。それは、専らGDPを推計する上での産出構造の相違（家計と家計外の比率の相違）に基づくものである。

仮に、今回の制約の下で、飲食サービスについて複数の部門を立て、CTを分けようとした場合、現実的な方法としては、センサスから得られる「施設・店舗等の形態番号」（産業細分類）を用いて「飲食サービス事業」の金額を分解する方法しかないと考えられる。

例えば、「中華料理店」については、料理を出しても、飲み物を出しても、店内飲食であっても、出前であっても、「中華料理店」という一つの活動として考えるということである。

3 センサスデータの分割が許容される範囲

問題は、これが、アクティビティベースを建前とする産業連関表の作成上、許されるかどうか。許されるなら、どの範囲でなら許されるかという点である。なぜなら、これを広範に持ち込むことは、アクティビティベースの産業連関表に、U表（産業別商品投入表）の考え方を導入することになるからである。

もっとも、飲食サービスについては、一般的に、産業格付けが主たるアクティビティであることが多いと考えられ、その意味で、産業細分類ごとに「1事業所＝1種類の活動」という「みなし」が、許される余地はあると考えられる。

しかし、アクティビティを個別に見ると、状況は異なる。

(1) 持ち帰り・配達飲食サービス

飲食店においては、店内飲食のほかに、持ち帰り・配達飲食サービス（弁当販売や出前）をしている場合が多い。つまり、飲食店は、店内飲食に係る主たる産業格付けの活動とは別に、持ち帰り・配達飲食サービスに伴う活動も行っていると考えられる。しかし、「施設・店舗等の形態番号」により、収入金額のすべてを主たる産業格付けで取り扱った場合、飲食店において行われている持ち帰り・配達飲食サービスの活動も、いわば店内飲食の活動として処理されてしまうことになる。

そのため、仮に、「持ち帰り・配達飲食サービス」を独立した部門として立て、そのCTを、持ち帰り・配達飲食サービス業を主業とする事業所のみで推計することになれば、大幅な過小評価になることは避けられない。

したがって、持ち帰り・配達飲食サービスについては、「施設・店舗等の形態番号」でCTを作る方法はなじまないと考えられる。

(2) 遊興飲食店

ア 今回、部門を残す理由として掲げられているのは、専ら、産出構造の違い（「一般飲食店」及び「喫茶店」は家計消費支出への産出が多いが、「遊興飲食店」については、家計外消費支出への産出が多い。）に起因するGDP推計への影響である。つまり、部門を統合することにより、産出構造が平均化されてしまい、正確なGDP推計ができなくなるという懸念である。

この点について、23年の状況については、センサスの結果^(注2)を用いて推計することになるが、その結果を待っているのは、23年表の部門設定には間に合わない。ただ、少なくとも17年表においては、「一般飲食店」及び「喫茶店」と「遊興飲食店」の間には、大きな差異がある。

部門分類	家計外消費支出の比率	家計消費支出の比率
一般飲食店（除飲食店）	22.4%	76.4%
喫茶店	34.9%	63.4%
遊興飲食店 「内訳」 「酒場・ビアホール」 「料亭」 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」	60.0%	38.7%

（注2）調査票に「相手先別収入割合」（要するに産出先）の項目があり、①個人（一般消費者）、②-1企業・団体（民間）、②-2企業・団体（公務）、③海外取引の別で収入額の割合が把握される予定【参考3の調査票を参照】

イ 従前の「遊興飲食店」を構成するもののうち、「料亭」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、その営業形態上、持ち帰り・配達飲食サービスを併せて行っていることは基本的に想定しにくく、主業のみの活動と考えられる。したがって、この2つを「飲食店」から分割し、産業格付けによって、その生産額を扱っても、支障が小さいと考えられる。

ウ また、従前の「遊興飲食店」には、このほかに、「酒場・ビアホール」が含まれている。これについては、次のように背反する状況がある。

- ① 仮に「遊興飲食店」の分類を残したまま、その定義・範囲から「酒場・ビアホール」を除いてしまうと、数兆円の大きさを「遊興飲食店」のCTが縮小することが予想され、時系列上の問題が生じる。
- ② 一方で、「酒場・ビアホール」が持ち帰り・配達飲食サービスをしているケースもあり、「施設・店舗等の形態番号」で区分される「酒場・ビアホール」の全額を、「遊興飲食店」に計上することは、過大評価になるおそれがある。

ただ、①については、その発生の可能性が高いと想定される一方、②については、実際にどの程度の持ち帰り・配達飲食サービスがなされているか、現時点では明確な資料がない。したがって、①と②との比較の結果としては、可能性の高い①を優先すべきと考えられ、今回、「遊興飲食店」を残す選択をとるとした場合、「酒場・ビアホール」を、遊興飲食店の中に残すことはやむを得ないと考えられる。

（3）喫茶店

「喫茶店」は、従前、「一般飲食店」とは別に部門が設けられているが、飲食店と喫茶店のアクティビティについて、提供するモノの内容及び提供形態（店内飲食か持ち帰り・配達飲食サービスか）の両面において、差異が説明しにくく、境界線は不明確になっていると考えられる。また、部門分割の維持を求める主要な理由とされている産出構造は、飲食店と大きく変わらない。

したがって、喫茶店について、独立した部門として残す必要性は乏しいと考えられる。

4 23年表における調整案

以上、述べてきたとおり、飲食サービス事業については、現状において以下のような状況にある。

- ① 特別な「みなし」（割り切り）をしない限り、「飲食サービス事業」の金額を、さらに細かなアクティビティに分解することができないという制約を踏まえると、従前、3つに分かれていた飲食サービスに関する部門を「飲食店」に統合した上で、「飲食サービス事業」として得られる収入金額を、そのまま「飲食店」のCTとして利用することが、センサスのデータに特別な加工をし

ない用い方であると考えられる。しかし、一方で、GDP推計上、産出構造の相違をとらえるため、部門分割は必要という要望もあり、二律背反の状況である。

- ② 仮に、「飲食サービス事業」の金額を分割とした場合、「施設・店舗等の形態番号」（産業細分類）を用いて「飲食サービス事業」の金額を分解する方法（1事業所は1つのプロダクトを提供しているとみなす。）が、現時点では、唯一の現実的な方法と考えられる。
- ③ しかし、活動内容によっては、複数のプロダクトの提供が想定され、②を適用することが適切でない場合があるが、一方で、従前の区分を維持する必要性に乏しいケースも考えられる。

これらを勘案すると、23年表においては、次のような取扱いが、調整案として、やむを得ないところではないかと考える。

- ◆ 「遊興飲食店」について、定義・範囲を変更せず維持する。⇒ 部門名「遊興飲食店」
- ◆ 「一般飲食店」及び「喫茶店」を統合する。⇒ 部門名は「飲食店（遊興飲食店を除く。）」

5 23年表における部門分割の位置付けと27年表に向けての課題

そもそも、飲食サービスの形態が多様化している中、従前の「一般飲食店」「喫茶店」「遊興飲食店」という区分、換言すれば、提供する「モノ」（食事か、茶菓か、酒か）による区分を、今後の続けていく必要があるのかどうかについては、疑問がある。

なぜなら、提供するモノの相違という観点でいえば、三者の境界線は不明確になっていると考えられるからである。

一方、現状のデータでは大きく異なるとされている産出構造については、センサスの実施により把握される「相手先別収入割合」のデータを参考に推計することになると考えられるが、そもそも、飲食店側に対して「会社の経費のお客さんでしたか、私費のお客さんでしたか」と聞いても、正確な回答が得られるとは考えにくいという意見もある。その意味で、センサスの結果についても吟味が必要であり、産出構造の違いにより「遊興飲食店」を残す必要性も、流動的であるといえる。

それよりも、持ち帰り・配達飲食サービスの拡大を考えると、店内飲食か持ち帰り・配達飲食サービスかというサービスの提供形態の差異の方が、今後大きな区分になると考えられるとともに、両者間では、投入構造が異なることが容易に想定できる。

J S I Cの19年改定において、店内飲食を主とする分類を統合する一方で、持ち帰り・配達飲食サービス業が、新たな産業分類として設けられた背景には、このような飲食サービスの提供形態の根本的な変化があるといえる。

その意味で、調整案として示した今回の取扱いは、推計の基礎となるセンサスのデータが限られている一方で、GDP推計の時系列についても、ある程度考慮しようとした、いわば「妥協の産物」であり、あくまで過渡的・暫定的なものと考えている。

そして、次回表の大きな課題としては、従前の区分の維持ではなく、飲食店に溶け込んでいる持ち帰り・配達飲食サービス業を、どのように推計するかという点に力点が置かれるべきと考える。

参考1-1

飲食サービスが3部門に分かれている場合と、仮に1部門であった場合の推計値の相違

(億円)

	IOの結果数値		延長推計した家計消費支出の値			
	飲食3部門に係る 家計消費支出の合計 (a)	3部門に分かれている場合の 「飲食サービス」の合計推計値		仮に1部門しか設けられてい なかった場合の推計値		2通りの推計 方法の間に 5年間に生じ る差額 (b-c)
		推計値 (b)	産業連関表の 計数との乖離 (b-a)	推計値 (c)	産業連関表の 計数との乖離 (c-a)	
H17	143,357	141,590	-1,767	140,601	-2,756	989
H12	153,235	150,080	-3,155	147,586	-5,649	2,494
H7	147,542	121,947	-25,595	121,443	-26,099	503
H2	111,622	118,830	7,208	117,939	6,317	891
S60	90,498	98,530	8,032	98,621	8,123	-91
S55	75,430	73,549	-1,881	73,445	-1,985	104

注)参考1-2を集約したもの

飲食サービスが3部門に分かれている場合と、仮に1部門であった場合の推計値の相違

産業連関表から抜粋					外食産業市場規模推計値 (食の安全・安心財団調べ)			「外食産業市場規模推計値」を 使用したと仮定した場合の伸び率			延長推計した家計消費支出の値							
(単位:百万円)					【伸び率算定の基礎資料】						3部門それぞれに延長した上で 「飲食店」に合算した場合の推 計(百万円)					部門を分割せず、「飲食店 計」の伸び率で、直接延長し た場合の推計(百万円)		2通りの推 計方法の間 で 5年間に生じ る差額 (b-c) (億円)
		国内需要合計		国内総供給	(単位:億円)						推計値(b)	産業連関表の 計数との乖離 (b-a)	推計値(c)	産業連関表の 計数との乖離 (c-a)				
		家計外 消費支出	家計 消費支出 (a)															
H17	一般飲食店(除喫茶店)	3,314,057	11,305,142	14,619,199	平成17年	一般飲食店	121,565	平成12年→17年	一般飲食店	0.94061	H17	一般飲食店(除喫茶店)	11,067,384	-237,758	14,060,068	-275,671	989	
	喫茶店	422,223	766,820	1,189,043		喫茶店	11,074		喫茶店	0.89335		喫茶店	759,165	-7,655				
	遊興飲食店	3,541,582	2,263,777	5,805,359		遊興飲食店	41,165		遊興飲食店	0.86146		遊興飲食店	2,332,407	68,630				
	飲食店計	7,277,862	14,335,739	21,613,601		飲食店計	173,804		飲食店計	0.91755		飲食店計	14,158,956	-176,783				
H12	一般飲食店(除喫茶店)	3,582,954	11,766,214	15,349,168	平成12年	一般飲食店	129,241	平成7年→12年	一般飲食店	1.05285	H12	一般飲食店(除喫茶店)	11,810,218	44,004	14,758,635	-564,868	2,494	
	喫茶店	495,784	849,793	1,345,577		喫茶店	12,396		喫茶店	0.91301		喫茶店	842,074	-7,719				
	遊興飲食店	4,310,152	2,707,496	7,017,648		遊興飲食店	47,785		遊興飲食店	0.90101		遊興飲食店	2,355,739	-351,757				
	飲食店計	8,388,890	15,323,503	23,712,393		飲食店計	189,422		飲食店計	1.00030		飲食	15,008,031	-315,472				
H7	一般飲食店(除喫茶店)	3,716,400	11,217,336	14,933,736	平成7年	一般飲食店	122,753	平成2年→7年	一般飲食店	1.12142	H7	一般飲食店(除喫茶店)	9,519,790	-1,697,546	12,144,347	-2,609,847	503	
	喫茶店	602,096	922,301	1,524,397		喫茶店	13,577		喫茶店	0.89065		喫茶店	958,727	36,426				
	遊興飲食店	4,647,450	2,614,557	7,262,007		遊興飲食店	53,035		遊興飲食店	1.07478		遊興飲食店	1,716,152	-898,405				
	飲食店計	8,965,946	14,754,194	23,720,140		飲食店計	189,365		飲食店計	1.08799		飲食店計	12,194,670	-2,559,524				
H2	一般飲食店(除喫茶店)	2,897,995	8,489,041	11,387,036	平成2年	一般飲食店	109,462	昭和60年→平成2年	一般飲食店	1.39252	H2	一般飲食店(除喫茶店)	9,088,609	599,568	11,793,898	631,668	891	
	喫茶店	660,595	1,076,441	1,737,036		喫茶店	15,244		喫茶店	0.89866		喫茶店	1,084,631	8,190				
	遊興飲食店	4,245,989	1,596,748	5,842,737		遊興飲食店	49,345		遊興飲食店	1.29907		遊興飲食店	1,709,801	113,053				
	飲食店計	7,804,579	11,162,230	18,966,809		飲食店計	174,051		飲食店計	1.30322		飲食店計	11,883,041	720,811				
S60	一般飲食店(除喫茶店)	2,232,378	6,526,724	8,759,102	昭和60年	一般飲食店	78,607	昭和55年→60年	一般飲食店	1.34474	S60	一般飲食店(除喫茶店)	6,002,834	-523,890	9,862,102	812,260	-91	
	喫茶店	715,606	1,206,940	1,922,546		喫茶店	16,963		喫茶店	1.13510		喫茶店	1,329,213	122,273				
	遊興飲食店	3,456,130	1,316,178	4,772,308		遊興飲食店	37,985		遊興飲食店	1.32122		遊興飲食店	2,520,962	1,204,784				
	飲食店計	6,404,114	9,049,842	15,453,956		飲食店計	133,555		飲食店計	1.30745		飲食店計	9,853,009	803,167				
S55	一般飲食店(除喫茶店)	1,839,720	4,463,924	6,303,644	昭和55年	一般飲食店	58,455	昭和50年→55年	一般飲食店	1.71758	S55	一般飲食店(除喫茶店)	4,408,742	-55,182	7,344,546	-198,443	104	
	喫茶店	482,608	1,171,005	1,653,613		喫茶店	14,944		喫茶店	1.97088		喫茶店	1,158,162	-12,843				
	遊興飲食店	2,065,440	1,908,060	3,973,500		遊興飲食店	28,750		遊興飲食店	1.72001		遊興飲食店	1,788,004	-120,056				
	飲食店計	4,387,768	7,542,989	11,930,757		飲食店計	102,149		飲食店計	1.75121		飲食店計	7,354,907	-188,082				
S50	一般飲食店(除喫茶店)	1,243,682	2,566,828	3,810,510	昭和50年注	一般飲食店	34,033											
	喫茶店	284,722	587,636	872,358		喫茶店	7,582											
	遊興飲食店	1,440,095	1,039,530	2,479,625		遊興飲食店	16,715											
	飲食店計	2,968,499	4,193,994	7,162,493		飲食店計	58,331											

注)昭和50年の財団推計値の飲食店及び喫茶店の市場規模には百貨店等直営店の飲食店・喫茶店の売上が含まれていないため、昭和54年時点の比率で独自補正している。

注)厚生労働省作成資料について、「2通りの推計方法の間で5年間に生じる差額」欄を追加した上で形式面を修正したもの

参考2

平成17年表における「一般飲食店」、「喫茶店」及び「遊興飲食店」の投入構造の比較

一般飲食店(除喫茶店)				喫茶店				遊興飲食店				
行部門コード	部門名	金額	投入係数	行部門コード	部門名	金額	投入係数	行部門コード	部門名	金額	投入係数	
内生部門 (投入計数の上位15位)	6111-011-6	卸売	1313109	0.093569	6111-011-6	卸売	98179	0.083266	6111-011-6	卸売	472307	0.082335
	6112-011-6	小売	393605	0.028047	1129-021	清涼飲料	48889	0.041463	1121-021	ビール	400259	0.069776
	1121-021	ビール	351228	0.025028	6112-011-6	小売	29586	0.025092	6112-011-6	小売	108215	0.018865
	1111-011	牛肉(枝肉)	252484	0.017991	1121-021	ビール	25055	0.021249	1121-099	その他の酒類	84398	0.014713
	1129-021	清涼飲料	248442	0.017703	1129-011	茶・コーヒー	23007	0.019512	7122-011-7	道路貨物輸送(除自家輸送)	67788	0.011817
	1113-011	冷凍魚介類	225343	0.016057	5121-011	都市ガス	18434	0.015634	5111-001	事業用電力	65214	0.011368
	5111-001	事業用電力	213677	0.015226	5111-001	事業用電力	17853	0.015141	6411-021	不動産賃貸業	64791	0.011295
	1119-011	冷凍調理食品	198704	0.014159	7122-011-7	道路貨物輸送(除自家輸送)	15620	0.013247	5121-011	都市ガス	53830	0.009384
	1117-061	調味料	190114	0.013547	1115-021	パン類	14854	0.012598	0113-001	野菜	52394	0.009134
	1114-011	精米	187549	0.013364	8519-099	その他の対事業所サービス	14200	0.012043	6211-012	民間金融(帰属利子)	50704	0.008839
	7122-011-7	道路貨物輸送(除自家輸送)	182056	0.012973	7312-021	移動電気通信	13668	0.011592	1129-021	清涼飲料	49978	0.008712
	0113-001	野菜	180823	0.012885	1115-031	菓子類	13629	0.011559	7312-021	移動電気通信	48356	0.008430
	5212-021	廃棄物処理(産業)	160098	0.011408	1112-032	乳製品	12651	0.010729	1113-011	冷凍魚介類	46505	0.008107
	1115-011	めん類	150903	0.010753	6211-012	民間金融(帰属利子)	11494	0.009748	5212-021	廃棄物処理(産業)	44335	0.007729
	1111-012	豚肉(枝肉)	140030	0.009978	5211-011	上水道・簡易水道	11295	0.009579	1111-011	牛肉(枝肉)	43983	0.007667
	9099-000	内生部門計	7909059	0.563579	9099-000	内生部門計	677606	0.574681	9099-000	内生部門計	2866061	0.499629
	粗付加価値部門 (投入係数の降順)	9311-000	賃金・俸給	3612876	0.257444	9311-000	賃金・俸給	274432	0.232747	9311-000	賃金・俸給	1600227
9401-000		営業余剰	822448	0.058606	9401-000	営業余剰	86754	0.073577	9401-000	営業余剰	450015	0.078449
9402-000		資本減耗引当	811842	0.057850	9402-000	資本減耗引当	60604	0.051399	9402-000	資本減耗引当	269801	0.047033
9404-000		間接税(除関税・輸入品商品税)	325423	0.023189	9312-000	社会保険料(雇用主負担)	28226	0.023939	9312-000	社会保険料(雇用主負担)	171392	0.029878
9312-000		社会保険料(雇用主負担)	243899	0.017380	9404-000	間接税(除関税・輸入品商品税)	25035	0.021232	9404-000	間接税(除関税・輸入品商品税)	156084	0.027209
9110-030		福利厚生費	165389	0.011785	9110-030	福利厚生費	14749	0.012509	9110-030	福利厚生費	121351	0.021155
9313-000		その他の給与及び手当	93355	0.006652	9313-000	その他の給与及び手当	6809	0.005775	9110-020	交際費	40823	0.007117
9110-010		宿泊・日当	26685	0.001902	9110-010	宿泊・日当	2804	0.002378	9313-000	その他の給与及び手当	40388	0.007041
9110-020		交際費	23115	0.001647	9110-020	交際費	2109	0.001789	9110-010	宿泊・日当	20425	0.003561
9405-000		(控除)経常補助金	-462	-0.000033	9405-000	(控除)経常補助金	-29	-0.000025	9405-000	(控除)経常補助金	-188	-0.000033
9500-000		粗付加価値部門計	6124570	0.436421	9500-000	粗付加価値部門計	501493	0.425319	9500-000	粗付加価値部門計	2870318	0.500371

(注) 内生部門について、青色で網掛けをしているのは、3部門に共通している部門であり、黄色で網掛けをしているのは、2部門に共通している部門である。

【10】単独事業所調査票(サービス関連産業B)(個人経営者用)

平成24年2月1日
総務省・経済産業省

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 *

「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

1 名称及び電話番号, 2 所在地, 3 経営組織, 4 開設時期, 5 従業者数, 6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳

以下の金額を記入する欄について
・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。
・平成23年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

フリガナ, 記入者氏名, 電話番号 (内線:)

7 事業別売上(収入)金額, 8 主な事業の内容, 9 電子商取引の有無及び割合, 10 設備投資の有無及び取得額, 11 自家用自動車の保有台数

サービスB(個)

第2面にお進みください。➡

経済センサス-活動調査

【10】 単独事業所調査票(サービス関連産業B)(個人経営者用)

12 サービス関連産業Bの事業収入内訳

第1面の7欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その内訳を同封の「分類表(サービス関連産業B)」の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)

金額で記入できない場合は、第1面の6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額						又は割合(%)
			百億	十億	億	千万	百万	十万	
第1位									
第2位									
第3位									
第4位									
第5位									
第6位									
第7位									
第8位									
第9位									
第10位									

13 施設・店舗等形態

主力事業(本業)の施設・店舗等の形態が「分類表(サービス関連産業B)」にある「II 施設・店舗等の形態番号」に掲載されている場合は、その形態を選び、番号を記入してください。

施設・店舗等の形態番号	
-------------	--

14 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

第1面の7欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先	収入額割合(%)
① 個人(一般消費者)	
企業・団体	② 民間
	③ 公務(官公庁)
④ 海外取引	
①～④の合計	100

・「③公務(官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。

・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めてください。

以下の事項(15欄、16欄)については、該当する項目のみ記入してください。

15 飲食サービス業の8時間換算雇用者数

「飲食サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面の「5 従業者数」の常用雇用者のうち「5 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)」の男女計について、8時間換算した雇用者数を記入してください。(端数は切り上げ)

・常用雇用のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。

【例: 3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】
 $(3 \times 3) + (5 \times 1) + (6 \times 2) \div 8 \text{時間} = 3.25 \Rightarrow 4 \text{人}$

16 宿泊業の収容人数、客室数

「宿泊業」を営んでいる場合で、宿泊施設の形態が「旅館・ホテル」及び「簡易宿泊所」である場合は、宿泊施設の収容人数及び客室数を記入してください。

収容人数		人	客室数		室
------	--	---	-----	--	---

以下の事項(17欄、18欄)については、該当する項目のみ記入してください。

17 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

「物品賃貸業」を主な業務として営んでいる場合は、平成23年1月から12月までの「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」(万円未満四捨五入)及び該当する物件区分の割合(小数点以下四捨五入)を記入してください。

		レンタル年間売上高						リース年間契約高							
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
産業用機械器具	産業機械														
	工作機械														
	土木・建設機械														
	医療用機器														
	商業用機械・設備														
	通信機器														
	サービス業用機械・設備														
	その他の産業用機械・設備														
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器														
	事務用機器														
自動車															
スポーツ・娯楽用品															
その他の物品	映画・演劇用品														
	音楽・映像記録物														
	貸衣しょう														
	その他														
合計									1	0	0	1	0	0	

注: 「リース」と「レンタル」の区分
 ・「リース」…物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約
 ・「レンタル」…「リース」以外のすべての賃貸契約

18 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

以下の「サービス業務」を主な業務として営んでいる場合は、該当する区分の「件数・利用者数等」欄に記入してください。区分の①～⑥は、平成23年1月から12月までの1年間の件数等を記入してください。

サービス業務	区分	件数・利用者数等
冠婚葬祭業	① 結婚式・披露宴の年間取扱件数	件
	② 葬儀の年間取扱件数	件
映画館	③ 年間入場者数	人
	④ 年間公開本数	本
興行場、興行団	⑤ 年間入場者数	人
	⑥ 年間施設利用者数	人
スポーツ施設提供業	⑦ 受講生数(在籍者数) ※平成23年12月31日現在	人
	⑧ 受講生数(会員数) ※平成23年12月31日現在	人
学習塾		
教養・技能教授業		

備考

分類表（サービス関連産業B）（抄）

目 次

ページ

I サービス関連産業Bの事業内容

※ ⑨～⑰の番号は、調査票第1面の「7 事業別売上(収入)金額」の事業別内訳と対応しています。

⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入	
● 情報サービス事業	1
● インターネット附随サービス事業	2
⑩ 不動産事業の収入	3
⑪ 物品賃貸事業の収入	3
⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	
● 学術・開発研究事業	4
● 専門サービス事業	4
〔法務・会計事務、デザイン事業、著述家、芸術家、経営コンサルタント、 興信所、翻訳・通訳事業、不動産等鑑定事業、司会事業 など〕	
● 広告事業	5
● 技術サービス事業	6
〔獣医業、建築設計事業、測量・地質調査事業、機械設計事業、商品検査事業、 計量証明事業、写真事業、プラントエンジニアリング事業 など〕	
⑬ 宿泊事業の収入	8
⑭ 飲食サービス事業の収入	8
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	
● 洗濯・理容・美容・浴場事業	8
● その他の生活関連サービス事業	9
〔旅行業、衣服裁縫修理、物品預り、冠婚葬祭事業、写真現像業、チケット類売買業 など〕	
● 娯楽事業	10
⑯ 社会教育、学習支援事業の収入	11
⑰ 上記以外のサービス事業の収入	
● 廃棄物処理事業	12
● 自動車整備事業	12
● 機械等修理事業	13
● 職業紹介・労働者派遣事業	14
● その他の対事業所サービス	14
〔速記、建物サービス事業、警備事業、ディスプレイ事業、コールセンター、ポスティング など〕	
● その他のサービス	14

II 施設・店舗等の形態番号

〔研究所、宿泊所（旅館、ホテルなど）、飲食店（レストラン、ラーメン店など）、持ち帰り・配達飲食サービス店、公衆浴場、映画館、興行場・興業団、競馬場、スポーツ施設（体育館、ゴルフ場など）、公園・遊園地、遊戯場（ゲームセンターなど）、社会教育施設（博物館、動物園など）など〕

平成 24 年 2 月

総務省・経済産業省

⑬ 宿泊事業の収入、⑭ 飲食サービス事業の収入、⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入
 ※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

事業内容	分類 番号	※	内容例示等
宿泊事業			
宿泊事業	1301	○	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの宿泊事業。 【内容例示】 × 施設内の直営レストランの収入 ⇒ 「1401 飲食サービス事業」 × 直営売店の収入は ⇒ 調査票7欄の「②小売の商品販売額」 × 船宿 ⇒ 「1531 遊漁船」
飲食サービス事業			
飲食サービス事業	1401	○	飲食店（食堂・レストランなど）、持ち帰り飲食サービス（すし、弁当など）、配達飲食サービス（宅配ピザ、給食センター、病院給食など）の飲食サービス事業。 【内容例示】 ○ 食堂・レストラン、持ち帰りすし・弁当、宅配ピザ、給食センター、病院給食 × あらかじめ調理した料理の販売 ⇒ 調査票7欄の「②小売の商品販売額」 × 宿泊サービスに含まれる飲食サービス ⇒ 「1301 宿泊サービス事業」 × 結婚披露宴の一環としての飲食の提供 ⇒ 「1517 結婚式場事業」 × インターネットカフェ（飲食を主としないもの）及び漫画喫茶店（飲食を主としないもの） ⇒ 「1535 その他の娯楽事業」
洗濯・理容・美容・浴場事業			
普通洗濯	1501		衣服その他の繊維製品及び皮革製品の洗濯事業。 【内容例示】 ○ クリーニング事業 × コインランドリー ⇒ 「1509 その他の洗濯・理容・美容・浴場」
洗濯物取次	1502		洗濯物の受取り及び引渡し事業。
リネンサプライ	1503		繊維製品（シーツ、ベッドカバー、おしぼり、タオル等）を洗濯し、貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業。 【内容例示】 × 作業服、ユニフォーム等のレンタル ⇒ 物品賃貸事業の「1105 その他の物品」
理容	1504		頭髮の刈り込み、顔そりなどの理容サービスを提供する事業。
美容	1505		パーマメントウェーブ、結髪、化粧などの美容サービスを提供する事業。
公衆浴場	1506	○	温湯、潮湯、温泉などにより入浴させる事業。
洗張・染物	1507		個人の注文によって、衣服などを分解し、洗張、湯のし、染抜（しみぬき）などを行う事業及び衣類、織物などの染色を行う事業、その取次ぎ事業。
エステティック	1508		手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業。
その他の洗濯・理容・美容・浴場	1509		その他の個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供する事業。 【内容例示】 ○ コインシャワー、マニキュア、ペディキュア、ネイルサロン ○ 寝具消毒・乾燥事業、コインランドリー など

II 施設・店舗等の形態番号

主たる事業が、下表の「事業の種類」に該当する場合は、形態等の名称、説明・例示を参考にして、調査票の「施設・店舗等形態」欄に該当する「形態番号」を記入してください。

主たる事業		施設・店舗等形態	
事業の種類	形態番号	形態等の名称	説明・例示
学術・開発研究事業	11	理学研究所	物理学、化学、地学、生物学、数学などの理学に関する研究、開発を行う事業所
	12	工学研究所	建築学、材料工学、応用化学、機械工学、電気・電子工学、情報・通信工学などの工学に関する研究、開発を行う事業所
	13	農学研究所	農・園芸学、畜産・獣医学、林学などの農学に関する研究、開発を行う事業所
	14	医学・薬学研究所	医学、薬学に関する研究、開発を行う事業所
	15	人文・社会科学研究所	歴史学、文化・人類学、言語・教育学、芸術学などの人文科学及び政治・経済学などの社会科学に関する研究を行う事業所
宿泊サービス事業	16	旅館、ホテル	【内容例示】 ○ 観光ホテル、ビジネスホテル、温泉旅館、観光旅館、割烹旅館、民宿 など
	17	簡易宿泊所	【内容例示】 ○ ベッドハウス、山小屋、カプセルホテル など × ユースホステル ⇒ 「19 会社・団体の宿泊所」
	18	下宿所	長期間（通常、月単位）食事付きで宿泊を提供する宿泊所
	19	会社・団体の宿泊所	【内容例示】 ○ 会社の宿泊所、会員宿泊所、ユースホステル、保養所、共済組合宿泊所 など
	20	リゾートクラブ	預託金制、共有制により利用権を取得した会員に宿泊施設を核とするリゾート施設を提供する事業所
	21	その他の宿泊所	【内容例示】 ○ 合宿所、会社の寄宿舎、会社の独身寮、学生寮、キャンプ場 など
飲食サービス事業（次頁へ続く）	一般飲食店	22	食堂・レストラン 【内容例示】 ○ 各種料理品を提供するレストラン、食堂 など × 特定の料理品を提供する専門料理店 ⇒ 「専門料理店（23～30）」の該当する形態番号
		23	日本料理店 【内容例示】 ○ 天ぷら料理店、うなぎ料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、懐石料理 ○ すき焼料理店、しゃぶしゃぶ料理店、牛丼店 など
	専門料理店	24	料亭 【内容例示】 ○ 料亭、待合
		25	中華料理店 【内容例示】 ○ 中華料理店、中華レストラン、餃子専門料理店 など
		26	ラーメン店
		27	焼肉店 【内容例示】 × 韓国料理店(焼肉店を除く)、ステーキハウス、バーベキュー料理店、ジンギスカン料理店 ⇒ 「30 その他の専門料理店」
		28	そば、うどん店
		29	すし店 【内容例示】 × 持ち帰り専門すし店 ⇒ 「37 持ち帰り飲食サービス店」 × 宅配すし店 ⇒ 「38 配達飲食サービス店」
		30	その他の専門料理店 【内容例示】 ○ カレー料理店、スパゲティ店、ステーキハウス、ハンバーグレストラン ○ バーベキュー料理店、ジンギスカン料理店 ○ 韓国料理店(焼肉店を除く)、インド料理店、西洋料理店 など

主たる事業の種類		施設・店舗等形態		
形態番号	形態等の名称	説明・例示		
飲食サービス事業(つづき)	飲食店(つづき) その他の飲食店	31	酒場、ビヤホール 【内容例示】 ○ 酒場、ビヤホール	
		32	バー、キャバレー、ナイトクラブ 【内容例示】 ○ バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ など	
		33	喫茶店 【内容例示】 ○ 喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、カフェ など × 飲食サービスが主たるサービスでない漫画喫茶 ⇒ 記入不要	
		34	ハンバーガー店 【内容例示】 × サンドイッチ店、ホットドッグ店 ⇒ 「36 その他の飲食店」	
		35	お好み焼・焼きそば・たこ焼店 【内容例示】 ○ たこ焼店(店内での飲食設備有り) など × たこ焼店(持ち帰り専門) ⇒ 「37 持ち帰り飲食サービス店」	
		36	その他の飲食店 【内容例示】 ○ フライドチキン店、ドーナツ店、サンドイッチ店、ホットドッグ店、甘味処 など	
	持ち帰り・配達	飲食サービス店	37	持ち帰り飲食サービス店 【内容例示】 ○ 持ち帰り専門すし店、持ち帰り弁当屋、移動販売(調理を行う場合) など × 店内での飲食設備有り ⇒ 「飲食店(22～36)」の該当する形態番号
			38	配達飲食サービス店 【内容例示】 ○ 宅配ピザ屋、仕出し料理店、配達弁当屋、学校給食センター、ケータリングサービス店 など × 店内での飲食設備有り ⇒ 「飲食店(22～36)」の該当する形態番号
公衆浴場		39	一般公衆浴場 地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令(昭和21年3月勅令第118号)によって入浴料金が統制されている施設又は、当該施設の配置について、都道府県の条例による規制の対象となっている施設。	
		40	その他の公衆浴場 【内容例示】 ○ 日帰り温泉施設、スパ、スーパー銭湯、健康ランド、サウナ風呂 など	
映画館、興行団、興行施設など		41	映画館 常設の映画館及び映画館の賃貸を行う事業所	
		42	劇場 演劇を提供する事業所及び劇場を賃貸する事業所	
		43	興行場 プロ野球、プロサッカー、サーキット場(プロのレース興行用)、相撲、落語などの娯楽を提供する事業所及び興行場の賃貸を行う事業所 【内容例示】 ○ 野球場(プロ野球用)、サーキット場(プロのレース興行用) など	
		44	劇団 契約により出演又は自ら公演し演劇を提供する事業所 【内容例示】 ○ 劇団(劇場が設置されていない場合)、俳優、芸能プロダクション など × 劇場が設置されている劇団 ⇒ 「42 劇場」	
		45	楽団、舞踊団 音楽、舞踊などの出演又は自ら公演する事業所 【内容例示】 ○ 楽団、オーケストラ、バンド、舞踊団、歌手(フリー) など × 劇場が設置されている楽団 ⇒ 「42 劇場」	
		46	演芸・スポーツ等興行団 契約により出演又は自ら公演し、落語、野球、相撲、ボクシングなどの娯楽を提供する事業所 【内容例示】 ○ 落語家業、プロ野球団、相撲部屋、ボクシングジム(プロボクサーが所属している場合) など × 興行場が設置されている場合 ⇒ 「43 興行場」	
競輪・競走場、競馬等の競技団		47	競輪場 競輪場及び競輪場の施設を提供する事業所	
		48	競輪競技団 競輪を施行、開催及び競輪選手の登録など競技に附帯する事業を行う事業所	
		49	競馬場 競馬場及び競馬場の施設を提供する事業所	
		50	競馬競技団 競馬を施行、開催及び騎手の免許、訓練など競馬に附帯する事業を行う事業所	
		51	自動車・モーターボートの競技場 小型自動車・モーターボート競走場及び自動車・モーターボート競走場の施設を提供する事業所	
		52	自動車・モーターボートの競技団 小型自動車、モーターボートの競走の施行、開催及び選手の登録など競技に附帯する事業を行う事業所	

中分類76 - 飲食店

総 説

この中分類には、客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業所及び主としてカラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどにより遊興飲食させる事業所が分類される。

なお、その場所での飲食と併せて持ち帰りや配達サービスを行っている事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類
番 号 番 号

- | | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 760 | 管理，補助的経済活動を行う事業所（76 飲食店） |
| 7600 | 主として管理事務を行う本社等
主として飲食店の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所 |
| 7609 | その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
主として飲食店における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。
自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所 |
| 761 | 食堂，レストラン（専門料理店を除く） |
| 7611 | 食堂，レストラン（専門料理店を除く）
主として主食となる各種の料理品をその場所で飲食させる事業所をいう。
ただし，専門料理店，そば・うどん店，すし店など特定の料理をその場所で飲食させる事業所は小分類〔762，763，764〕に分類される。
食堂；大衆食堂；お好み食堂；定食屋；めし屋；ファミリーレストラン（各種の料理を提供するもの） |

×ファミリーレストラン（中華料理のみを提供するもの）[7623]; 中華レストラン
[7623]

762 専門料理店

7621 日本料理店

主として特定の日本料理（そば，うどん，すしを除く）をその場所で
飲食させる事業所をいう。

てんぷら料理店；うなぎ料理店；川魚料理店；精進料理店；鳥料理店；釜めし屋；
お茶漬屋；にぎりめし屋；沖縄料理店；とんかつ料理店；郷土料理店；かに料理店；
牛丼店；ちゃんこ鍋店；しゃぶしゃぶ店；すき焼き店；懐石料理店；割ぼう料理店
×料亭 [7622]; 割ぼう旅館 [7511]

7622 料亭

主として日本料理を提供し，客に遊興飲食させる事業所をいう。

料亭；待合

7623 中華料理店

主として中華料理をその場所で飲食させる事業所をいう。

中華料理店；上海料理店；北京料理店；広東料理店；四川料理店；台湾料理店；
ぎょうざ（餃子）店；ちゃんぽん店
×中華そば店 [7624]; ラーメン店 [7624]

7624 ラーメン店

主としてラーメンをその場所で飲食させる事業所をいう。

ラーメン店；中華そば店

7625 焼肉店

主として焼肉（自ら網で焼くもの）をその場所で飲食させる事業所を
いう。

焼肉店

×ステーキハウス [7629]; バーベキュー料理店 [7629]; ジンギスカン料理店 [7629];
ホルモン焼店 [7629]

7629 その他の専門料理店

主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所
をいう。

西洋料理店；フランス料理店；イタリア料理店；スパゲティ店；朝鮮料理店；印度料理店；カレー料理店；エスニック料理店；無国籍料理店

- 763 そば・うどん店
7631 そば・うどん店
主としてそばやうどんなどをその場所で飲食させる事業所をいう。
そば屋；うどん店；きしめん店；ほうとう店
×中華そば店 [7624]
- 764 す し 店
7641 す し 店
主としてすしをその場所で飲食させる事業所をいう。
すし屋
×すし屋（持ち帰り専門店）[7711]；すし屋（宅配専門店）[7721]
- 765 酒場，ビヤホール
7651 酒場，ビヤホール
主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所をいう。
大衆酒場；居酒屋；焼鳥屋；おでん屋；もつ焼屋；ダイニングバー；ビヤホール
- 766 バー，キャバレー，ナイトクラブ
7661 バー，キャバレー，ナイトクラブ
主として洋酒や料理などを提供し，客に遊興飲食させる事業所をいう。
バー；スナックバー；キャバレー；ナイトクラブ
- 767 喫茶店
7671 喫茶店
主としてコーヒー，紅茶，清涼飲料などの飲料や簡易な食事などをその場所で飲食させる事業所をいう。
喫茶店；フルーツパーラー；音楽喫茶；珈琲店；カフェ
×スナックバー [7661]
- 769 その他の飲食店
7691 ハンバーガー店
主としてハンバーガーをその場所で飲食させる事業所をいう。
ハンバーガー店

×ハンバーガー店（持ち帰り専門店）[7711]

7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店

主としてお好み焼，焼きそば，たこ焼をその場所で飲食させる事業所をいう。

お好み焼店；焼きそば店；たこ焼店；もんじゃ焼店

×お好み焼店（持ち帰り専門店）[7711]

7699 他に分類されないその他の飲食店

主として大福，今川焼，ところ天，汁粉，湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所をいう。

大福屋；今川焼屋；ところ天屋；氷水屋；甘酒屋；汁粉屋；甘味処；アイスクリーム店；サンドイッチ専門店；フライドチキン店；ドーナツ店；ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）

×ドライブイン [飲食店であって主たる飲食料品が判明するものは，細分類 7611，7621，7623～7641，7671～7692 のそれぞれに分類される]

中分類 77 - 持ち帰り・配達飲食サービス業

総 説

この中分類には、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を提供する事業所のうち、その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

- 770 管理，補助的経済活動を行う事業所（77 持ち帰り・配達飲食サービス業）
- 7700 主として管理事務を行う本社等
主として持ち帰り・配達飲食サービス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
- 7709 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
主として持ち帰り・配達飲食サービス業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。
自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所
- 771 持ち帰り飲食サービス業
- 7711 持ち帰り飲食サービス業
飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所をいう。
従って、飲食料品を作り置き、客の求めに応じて、販売する事業所は、ここには含まない。
なお、車両等を使い、不特定な場所において客の注文に応じ調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所もここに含める。
持ち帰りすし店；持ち帰り弁当屋；クレープ屋；移動販売（調理を行うもの）
× 持ち帰りすし店（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）[5895]；持ち帰り弁当屋（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）[5895]；総菜屋（他から仕入れた

もの又は作り置きのもの)[5895]

772 配達飲食サービス業

7721 配達飲食サービス業

その事業所内で調理した飲食料品を、客の求める場所に届ける事業所及び、客の求める場所において調理した飲食料品を提供する事業所をいう。学校や病院、施設など特定された多人数に対して食事を客の求める場所に届ける事業所を含む。

宅配ピザ屋；仕出し料理・弁当屋；デリバリー専門店；ケータリングサービス店；給食センター；病院給食業；施設給食業；配食サービス業